

○新宿区特別区税条例 昭和 39 年 12 月 28 日 条例第 57 号

(区民税の減免)

第 36 条 区長は、区民税の納税者について次の各号の一に該当する者であつて必要があると認める者に対し、区民税を減免することができる。

(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者

(2) 当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、特別の理由がある者

2 前項の規定によつて区民税の減免を受けようとする者は、納期限までに規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。